



テレビショッピングは契約条件をよく確認！

事例1

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないため返品を申し出たが、「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。

番組の録画を確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが、気づかなかった。

事例2

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに同じ商品が届いた。確認すると、「定期お届けコース」になっていた。



ひとことアドバイス



- ◇テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても「未開封・未通電に限る」など様々な条件が付いていることがあります。
- ◇番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- ◇テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品・交換については、事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。
- ◇1回限りなのか、定期購入になっていないかしっかり確認しましょう。
- ◇困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から



電子メール等を利用したフィッシング詐欺に注意！

県内で、SMSや電子メールを利用したフィッシング詐欺が発生しています。

手口は、実在する運送業者やショッピングサイト等をかたり、「不在のため荷物を持ち帰りました。URLから再配達の手続きをお願いします。」や「アカウントが停止しています。URLからアカウントの有効化手続きを行ってください。」などとメッセージを送りつけます。

そして、添付されたURLからフィッシングサイトに誘導し、個人情報やクレジットカード情報を入力させて盗み取る悪質・巧妙な犯行です。



- 身に覚えのないメールに添付されたURLはクリック・タップしないこと
 - 誤ってサイトに誘導されても、安易に個人情報を入力しないこと
- 少しでも不安を感じたら、最寄りの警察署に相談してください！



4月から18歳で成年になります



民法が改正され、4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

これにより、それまで未成年者だった18歳と19歳の人も成年となり、保護者の同意なく、自分の意思で契約ができるようになります。

【契約の例】 ・アパートを借りる ・クレジットカードを作る ・ローンを組む など

一方で、18歳以上の方は「未成年者取消権（親などの法定代理人の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる権利）」が認められなくなります。

消費者トラブルにあわないために、契約に関するルールをよく知り、その契約が本当に必要かどうか慎重に判断することが大切です。



3月の消費生活法律相談

3月10日（木）13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072